

わく組足場の点検チェックリスト (注1)

工事名 () 工期 (~) (注2) 事業場名 () 点検者職氏名 () (注3) 点検日 (年 月 日) 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4) 足場等の用途、種類、概要 () (注5)				
点検事項 (注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否 (注8)	是正内容 (注9)	確認 (注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか			
	②床付き布わくは変形したり、損傷していないか			
	③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか			
	④床付き布わくは、建わくに隙間なく設置されているか			
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか			
	②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか			
	③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか			
	④建わく、布わくの取付部にゆるみはないか			
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具 (クランプ等) に損傷、腐食はないか			
	②継手金具 (ジョイント、アームロック) に損傷、腐食はないか			
4 墜落防止設備 (則第563条第1項第3号イからハマまでの設備)の取りはずし及び脱落の有無 (注11)	①交さ筋かみ、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか			
	②交さ筋かみ、下さん、幅木、上さん、手すりわくの脱落はないか			
	③交さ筋かみピンは確実にロックされているか			
	④交さ筋かみは全層全スパン両面に設置されているか			
	⑤妻面に手すり及び中さんは設置されているか			
5 幅木等 (物体の落下防止措置)の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか			
	②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか			
	③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか			
	④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか			
	⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか			
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか			
	②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか			
	③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか			
	④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか			
7 筋かみ、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①交さ筋かみ、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか			
	②交さ筋かみ、控え、壁つなぎは取り外されていないか			
	③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか			
	④控えはクランプで緊結されているか			
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かみに変形、損傷はないか			
9 その他				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび繫結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工用わく組足場、内装工用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

単管足場の点検チェックリスト (注1)

工事名 () 工期 (~) (注2) 事業場名 () 点検者職氏名 () (注3) 点検日 年 月 日 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4) 足場等の用途、種類、概要 () (注5)				
点検事項 (注6)	点検の内容 (注7)	良否 (注8)	是正内容 (注9)	確認 (注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか			
	②床材は変形したり、損傷していないか			
	③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか			
	④床材は、建地に隙間なく設置されているか			
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか			
	②建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか			
	③布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか			
	④建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか			
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具 (クランプ等) に損傷、腐食はないか			
	②継手金具 (ジョイント等) に損傷、腐食はないか			
4 墜落防止設備 (則第563条第1項第3号イからハまでの設備) の取りはずし及び脱落の有無 (注11)	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は、計画通りか			
	②手すり、中さん、幅木の脱落はないか			
	③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか			
	④手すりの高さは85 (90) センチメートル以上か			
	⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か			
	⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか			
5 幅木等 (物体の落下防止措置) の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか			
	②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか			
	③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか			
	④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか			
	⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか			
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか			
	②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか			
	③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか			
	④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか			
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか			
	②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか			
	③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか			
	④控えはクランプで緊結されているか			
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか			
9 その他				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

くさび緊結式足場の点検チェックリスト (注1)

工事名 () 工期 (~) (注2) 事業場名 () 点検者職氏名 () (注3) 点検日 (年 月 日) 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4) 足場等の用途、種類、概要 ()				
点検事項 (注6)	点検の内容(注7)	良否 (注8)	是正内容 (注9)	確認 (注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか			
	②床材は変形したり、損傷していないか			
	③床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか			
	④床材は、建地に隙間なく設置されているか			
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか			
	②建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか			
	③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか			
	④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか			
	⑤建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか			
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具 (クランプ等) に損傷、腐食はないか			
	②継手金具 (ジョイント等) に損傷、腐食はないか			
4 墜落防止設備 (則第563条第1項第3号イからハマまでの設備) の取りはずし及び脱落の有無 (注11)	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか			
	②手すり、中さん、幅木の脱落はないか			
	③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか			
	④手すりの高さは85 (90) センチメートル以上か			
	⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か			
	⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか			
5 幅木等 (物体の落下防止措置) の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか			
	②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか			
	③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか			
	④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか			
	⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか			
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか			
	②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか			
	③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか			
	④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか			
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか			
	②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか			
	③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか			
	④控えはクランプで緊結されているか			
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか			
9 その他				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

つり（棚）足場の点検チェックリスト（注1）

工事名（ ） 工期（ ～ ）（注2） 事業場名（ ） 点検者職氏名（ ）（注3） 点検日 年 月 日 点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細）（注4） 足場等の用途、種類、概要（ ）（注5）				
点検事項（注6）	点検の内容（注7）	良否（注8）	是正内容（注9）	確認（注10）
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか			
	②床材は変形したり、損傷していないか			
	③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか			
	④床材は、隙間なく設置されているか			
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①根太、つり桁の設置状態は計画通りか			
	②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか			
	③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか			
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか			
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無（注11）	①手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか			
	②手すり、中さん、幅木の脱落はないか			
	③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか			
	④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か			
	⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か			
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか			
	②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか			
	③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか			
	④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか			
	⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか			
6 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか			
	②筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか			
7 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	①チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか			
	②つりチェーン間隔は設計どおりか			
	③つり金具はつり桁と確実に固定されているか			
8 その他				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。